

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	十見 裕
【住所又は本店所在地】	東京都渋谷区
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和4年10月5日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社 S T I フードホールディングス
証券コード	2932
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	十見 裕
住所又は本店所在地	東京都渋谷区
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社 S T I フードホールディングス 経営企画部 IR・広報グループ長 中井聡儀
電話番号	03-3479-6956

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社十見
住所又は本店所在地	東京都渋谷区広尾4丁目1番18号
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社 S T I フードホールディングス 経営企画部 IR・広報グループ長 中井聡儀
電話番号	03-3479-6956

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.4
訂正される報告書の報告義務発生日	令和4年10月1日
訂正箇所	第2 提出者に関する事項、1 提出者（大量保有者） / 1、（6）当該株券等に関する担保契約等重要な契約の訂正 第2 提出者に関する事項、1 提出者（大量保有者） / 1、（7）保有株券等の取得資金の訂正 第2 提出者に関する事項、2 提出者（大量保有者） / 2、（6）当該株券等に関する担保契約等重要な契約の訂正

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

2021年1月12日付で、野村信託銀行株式会社との間で有価証券担保契約を締結し、保有株式のうち500,000株を担保として差し入れております。

提出者は、2021年9月29日から2022年1月3日までの期間（ロックアップ期間）において、発行会社株式を野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、引受人の買取引受による売出を除き、発行会社株式の売却等を行わない旨を合意しております。

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

2021年1月12日付で、野村信託銀行株式会社との間で有価証券担保契約を締結し、保有株式のうち500,000株を担保として差し入れております。

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	85,367
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	2018年1月1日 (株)新東京フードとの株式交換及び株式分割(1:10)により、2,340株を無償取得 2018年11月30日 株式分割(1:100)により、257,400株を無償取得 2018年12月14日 株式譲渡により56,000株を処分 2019年11月13日 株式譲渡により20,000株を処分 2020年6月30日 株式分割(1:5)により、736,000株を無償取得
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	85,367

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	85,367
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	2018年1月1日 (株)新東京フードとの株式交換及び株式分割(1:10)により、2,340株を無償取得 2018年11月30日 株式分割(1:100)により、257,400株を無償取得 2018年12月14日 株式譲渡により56,000株を処分 2019年11月13日 株式譲渡により20,000株を処分 2020年6月30日 株式分割(1:5)により、736,000株を無償取得 2021年10月6日 株式売出しにより300,000株を処分
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	85,367

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者） / 2】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

発行会社のオーバーアロットメントによる売出しに関連して、提出者と野村證券株式会社は、提出者の保有する発行会社の株式のうち、普通株式75,000株を野村證券株式会社に対して貸付する旨の契約を2021年9月29日に締結しております。なお、貸付期間は2021年10月6日から2021年10月20日までとしております。

提出者は、2021年9月29日から2022年1月3日までの期間（ロックアップ期間）において、発行会社株式を野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、上記における株券の貸付を除き、発行会社株式の売却等を行わない旨を合意しております。

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者） / 2】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項が無いため記載内容を削除